

UAゼンセン

ノテユニオンNEWS

号外

URL : <http://www.noteunion.jp/>

No. 221 / テユニオンニュース

発行日 2023. 4. 28

発行責任者 岡本 祝 発行人 本間 正義

UAゼンセン ノテユニオン

住所: 〒062-0020

札幌市豊平区月寒中央通10丁目6-34

壺屋月寒ビル

TEL:011-859-1231 FAX:011-859-1232

E-mail: [noteunion@note.or.jp](mailto:noteunion@note.or.jp)

# 2023年労働条件改善交渉報告

## 1. 第1回団体交渉

第1回労働条件改善交渉を開催しました。組合からの要求案についての説明を行いました。

日時：2023年4月10日(月) 18:30～20:30

場所：法人本部 3階

参加者：【組合】岡本委員長・本間副委員長・成田副委員長

佐藤副委員長・松長副委員長（リモート）・山崎書記長

品田副書記長

【法人】皆川常務理事・野崎理事・荒木理事・大西理事

賃金に対する要求では、法人から「公的価格での事業であり、更に物価・食材費高騰等により、法人全体の経営状況に影響が出ている」と説明がありました。また、ノテユニオン独自の要求事項については「夜勤手当の増額」「車両事故の自己負担軽減」については、規程の改正等で対応をしていることについても説明がありました。

「制服貸与」に関しては、貸与年数の適正化や職員個人の制服管理についての意識確認等、実態把握を含めて労使で交渉を進めていくことを確認しました。

## 2. 第2回団体交渉

第2回労働条件改善交渉を開催しました。法人の「2022年度の活動収支」の説明とノテユニオン独自の要求事項に対して回答がありました。

日時：2023年4月27日(木) 19:00～20:00

場所：法人本部 3階

参加者：【組合】岡本委員長・本間副委員長・成田副委員長

佐藤副委員長・松長副委員長（リモート）・山崎書記長

品田副書記長

### 3. 回答について

#### 交渉に対する基本方針について【法人：野崎理事】

労使間で情報の共有を行っている月次報告を踏まえ、ノテ福祉会と日本介護事業団の運営状況について、認識を共通にしたい。  
収入が『介護報酬』『医療報酬』『総合支援法による自立支援給付など』公定の料金体系に縛られる一方で、費用は物価高騰の中、事業に要する全ての項目で上昇している。経営の安定のためには「加算の取りこぼし防止」「聖域なきコストカット」に労使で一体となり、全力で取り組んでいくことが必要になってくる。

今回の労働条件改善要求に対しては、そのために必要となる費用の増加額を明確にした上で、相当する財源の創出もしくは費用の縮減が必須となることを労使で共通の認識にし、今後の交渉をしていきたい。

ノテ福祉会の福祉事業においては、予算対比でサービス活動収益は98.9%に止まった一方、サービス活動費用では102.2%を超え、支出が上回っている状況となった。病院事業では、コロナ病棟の確保に関する補助金で収益は上がった。また、日本介護事業団については、今後、価格高騰支援策による支援金が計上される見通しではあるものの、令和4年度決算としては非常に厳しい状況になることが予測される。

#### 賃金改定・一時金の要求について【法人：野崎理事】

グループ法人間での格差を生じさせずに現在の水準を維持することを第1目標として、処遇改善に活用可能な新たな財政支援策の動向も見据えながら、今後の交渉にあたっていきたい。

#### ノテユニオン独自の要求事項について【法人：野崎理事】

要 求	回 答
車両事故による損害の職員負担軽減に関する要求	「車両管理規定」の改正により、令和5年度から車両事故に係る職員負担の上限額を『常勤職員5万円（変更無し）』『パート職員2万円』にしている。 また、すでに労使で交渉妥結済みの「ドライブレコーダー設置」については、車両台数全体の約70%程度の車両に設置を予定している。ドライブレコーダー設置により、事故の発生原因検証を適正に行いながら、個別の発議による負担の減免等の対応を引き続き行っていきたい。

要 求	回 答
夜勤手当増額についての要求	<p>「正職員給与規定」の改正により、2023年4月実施分から、介護職員の夜勤手当1回1,000円、看護職員の夜勤手当1回2,000円の増額を行なっている。</p> <p>※①東京、千葉は他地域より高い夜勤手当額のため変更無し</p> <p>※②日本医療大学病院は変更無し</p> <p>今回の夜勤手当の増額に要する費用としては、ノテ福祉会で年間4,200万円、日本介護事業団で年間860万円の増加を見込んでいる。夜勤業務に従事する職員に対しての「労に報いたい」という法人の思いのもと、取り組む規程改定となるので、直近の月次で目標の25%を大きく超過している事業費・事務費の圧縮に労使一体となって取り組んでいただきたい。</p>
制服の貸与枚数についての要求	<p>きちんとした身だしなみを整えることはサービス提供を行う上での基本であると考えている。汚損した制服については速やかに交換が行えるよう、各職員に貸与した制服の現状把握について、法人本部の手動により作業を早急にすすめていく。</p>

## 4. 組合から

夜勤手当の増額や介護職員処遇改善手当Aの定額化により、介護職の手当改善に繋がることは、大変ありがたく思っている。しかしながら、物価、燃料費等高騰は生活に大きな影響を与えている状況である。その影響は一時的なものではなく、今後も影響してくることが予想されており、少しでもベースアップを行ってほしいと考えている。

他業種でもベースアップが行われている状況であり、賃金格差が更に広がり、採用市場でも人が集まりにくい環境となっている。ノテ福祉会として新規事業の立ち上げが控えている中、更なる人材の流失の可能性もある。組合としては、ベースアップを基本線に交渉を続けるも、物価高騰に対する一時金での支給を検討して頂きたい。

また、組合員から「ダブルワーク導入」についての声もでてきている。賃金引上げが難しい状況であれば、働き方の柔軟性や採用市場も鑑みて、導入について法人として、どのような考えを持っているか確認したい。

# 次回団体交渉について

日時 : 2023年5月10日(木) 19:00~  
場所 : 法人本部 3階  
内容 : 賃金以外の回答に対する組合員意見集約結果について

2023年労働条件改善交渉に関するご意見がありましたら下記まで  
お願い致します。

F A X 011-859-1232

電 話 011-859-1231

電子メール [noteunion@note.or.jp](mailto:noteunion@note.or.jp)

--	--

業 所 名	
氏 名	